『行政書士 実務成功の条件と報酬額』誤植による正誤表

	頁	誤	正
1	4P 2行目	実務に成功する資質と条件	実務に成功する資質と条件
2	4P 3行目	実務に失敗する資質と条件	実務に失敗する資質と条件
3	29P 司法書士事務所の 業界動向の部分	司法書士法人	簡裁訴訟代理認定司法書士
4	46Pのグラフ中 H22欄	* 202件	202件
5	66P 3行目建設業法の 最終改正日	平成20年5月2日法律第28号	平成23年6月24日法律第74号
6	75P 4行目風俗営業法 の最終改正日	平成21年7月15日法律第79号	平成23年6月24日法律第74号
7	80P 【凡例】5行目	2011(平成23)年6月21日現在	2011(平成23)年8月30日現在
8	80P 8行目戸籍法の 最終改正日	平成23年5月25日法律第53号	平成23年6月 3日法律第61号
9	82P 下から8行目住基 法の最終改正日	平成23年3月31日法律第14号	平成23年8月30日法律第107号
10	102P 28行目	行政書士会に入会した場合、	行政書士会に入会して来た場合、
11	103P 「所管庁/主要業務 の根拠法令」の表	厚生労働省/廃棄物処理法	環境省 / 廃棄物処理法
12	104P 14~15行目	附則第51号の規定により、	附則第36項の規定により、
13	104P 最後尾の行	平成23年6月21日現在のもの	平成23年8月30日現在のもの
14	106P 下から3行目社労 士法の最終改正日	平成23年3月31日法律第14号	平成23年8月30日法律第107号
15	107P 9行目税理士法の 最終改正日	平成23年5月25日法律第53号	平成23年6月24日法律第74号
16	107P 下から7行目司法 書士法の最終改正日	平成23年5月25日法律第53号	平成23年6月24日法律第74号
17	107P 下から1行目調査 士法の最終改正日	平成23年5月25日法律第53号	平成23年6月24日法律第74号
	115P [行政書士法]第22条	50万円以下の罰金	100万円以下の罰金
19	118P 【凡例】1行目	2011(平成23)年6月21日現在	2011(平成23)年8月30日現在
	119から171Pまでの調査 士法の法番号	昭和25年7月31日法律第227号	昭和25年7月31日法律第228号
21	162P [行政書士法]第21条	50万円以下の罰金	100万円以下の罰金
22	164P [行政書士法改正私案]第22条	50万円以下の罰金	100万円以下の罰金
23	164P [行政書士法]第22条	50万円以下の罰金	100万円以下の罰金
24	164P [行政書士法]第22条の4	30万円以下の罰金	100万円以下の罰金
25	166P [行政書士法]第23条	30万円以下の罰金	100万円以下の罰金
26	166P [行政書士法]第23条	30万円以下の罰金	100万円以下の罰金

筆者注 上記正誤表中、 3の引用文献中の当該箇所に誤りがありましたので訂正します。 詳しくは、本書121~131 P に掲載した「司法書士法第3条1項6号から8号まで並びに同 条2項及び6項から8項まで」を参照してください。 **筆者注** 下記論稿を、本書42頁の〔 行政書士報酬の算定と事務所経営1行政書士報酬の算定 条件と算定例ウ行政書士報酬の算定例とその条件 上記以外の業務〕の論稿の後につけ加え てください。

風俗営業許可申請手続等の報酬額について

風俗営業許可申請手続の中の第2号営業(社交飲食店)及び第7号営業(マ・ジャン店)並びに深夜酒類提供飲食店営業営業開始届出手続の報酬額について全く判断がつかない場合には、申請に係る営業所(店舗)の「賃借料」をその一つの目安にする方法があります。

営業所(店舗)の「賃借料」は通常、 その店舗が駅前の繁華街等に立地しているか否か、 上記3業種のうちのどの業種か、 店舗の階数と床面積はどの位か、 その店舗と同一業種 の店舗で階数と床面積も同規模程度の近隣における世間相場はいくら位か等の4要素によって 概ね決められています。

一方、風俗営業許可申請手続等の行政書士報酬算定のための8要素も、これら4要素と密接に関連しております。したがって、その報酬額も、これら4要素から決められた営業所の「賃借料」を無視して全くこれとかけ離れた金額にするべきではなく、むしろ、この「賃借料」を積極的に活用して、例えば、その報酬額を概ね「賃借料」の半月分ないし1か月分に相当する金額を目安にして算定すれば、必ずや依頼者から納得が得られる適正妥当な金額に辿り着けるに違いありません。

筆者注 下記論稿を、本書112頁の〔 法律関連職としての地位確立のための行政書士制度改革への展望3行政書士法改正私案とその改正理由〕の第2条(業務)に係る論稿中、 印の論稿の後につけ加えてください。

なお、付言すれば、社会保険労務士にあっては、およそ34年前の「社会保険労務士法の一部を改正する法律」(昭和53年5月20日法律第52号)で同法が改正された際に、第2条第1項第1号の「社会保険労務士」が行なう事務の別表第1の34において、もう既に「行政不服審査法(昭和37年法律第160号。前各号に掲げる不服申立ての場合に限る。)」に係る書類を作成すること。が法的に認められているのである。

そしてその直後の昭和55年4月30日には「行政書士法(昭和26年法律第4号)の一部を改正 する法律」(法律第29号)が公布され、同年9月1日施行されたのである。

この改正により、従来、行政書士の業務範囲に含まれていた社会保険労務士法に基づく業務が除かれることとなり、行政書士の業務の範囲が制限されることとなった。また、同時に社会保険労務士法の一部改正が行われ、行政書士は社会保険労務士の業務を行なうことができないこととされた。

これにより、社会保険労務士と行政書士の業務は截然と分離されることになって、さきの社会保険労務士法改正の際の付帯決議の一部が実現することとなった。ただし、経過措置により、この改正行政書士法の適用を受ける行政書士は、昭和55年9月1日以降における者に限られる。とされたのである(労働省・社会保険庁共編『社会保険労務士法の詳解』1981年労働法令協会26頁)。

日本行政書士会連合会は、社会保険労務士に遅れること34年後の今頃になって、行政機関等に対する審査請求等の手続業務を獲得するための法改正運動を展開しているようであるが、筆者から見れば、昭和53年5月の「社会保険労務士法の一部改正」時、若しくはその直後の昭和55年4月の「行政書士法の一部改正」時に、ときを移さずこの法改正運動を展開して同手続業務を獲得しておくべきであったのであり、ことここに至ったのは、偏に当時の日本行政書士会連合会執行部の怠慢によるものであって、今さらの感が拭えないのである。

さらに問題なのは、現在の日本行政書士会連合会の執行部もこのような当時の日本行政書士会連合会執行部の怠慢を不問とし、ひた隠しに隠して、未だに全国の会員に対して日本行政書士会連合会執行部の過去のこれらの恥ずべき不作為についてきちんと総括して周知していないことである。